

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月22日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	花巻市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	70-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.hanamaki.iwate.jp/shisei/401/424/p005855.html">http://www.city.hanamaki.iwate.jp/shisei/401/424/p005855.html</a>

執行機関名 花巻市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例(平成18年花巻市条例第88号)による乳幼児及び妊産婦に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	49	
③番号法別表第2の項	70	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		花巻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第7の項 花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例(平成18年花巻市条例第88号)による乳幼児、妊産婦に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号) 第1条	花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。	この条例は、乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者に対して医療費の一部を給付することにより、これらの者の健康保持と福祉の増進に資することを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範	花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例 花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則
--------------	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 39 条 項 号	花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第6条 花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則第4条
②事務の内容	母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務	花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第6条及び花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則第4条の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 39 条 項 3 号	花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第6条 花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

備考	
----	--